

地域密着型通所介護(宿泊サービス) デイサービスセンター なご家 飛鳥山サービス 運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社ノーウェアが開設するデイサービスセンター なご家 飛鳥山サービス(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護に付随する宿泊サービス(以下「宿泊サービス」という。)の適正な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定め、利用者に適切な宿泊サービスを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 宿泊サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、家族の状況等を踏まえ、一時的に居宅での生活に支障がある場合に、必要な支援を行うものとする。
- 2 宿泊サービスは、利用者の心身の状態及び生活状況を考慮し、緊急かつ短期的な利用を基本とする。
- 3 事業の実施に当たっては、市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、主治医その他の関係機関との連携を図るものとする。

第3条(事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター なご家 飛鳥山サービス
- ② 所在地 東京都北区豊島2-13-10 グランエクリュ飛鳥山103

第4条(宿泊サービスの対象者)

宿泊サービスを利用できる者は、当事業所の指定地域密着型通所介護を利用している者であって、一時的に居宅での生活に支障があり、宿泊を必要とする者とする。ただし、事業所において安全かつ適切な宿泊サービスの提供が困難と判断した場合は、この限りではない。

第5条(宿泊サービス責任者及び職員体制)

- 1 事業所は、宿泊サービスを適切に実施するため、宿泊サービス責任者を定める。
- 2 宿泊サービスの提供に当たっては、利用者の状況に応じて必要な職員を配置する。
- 3 夜間は、宿泊利用者の安全確保及び必要な介助を行うため、必要な介護職員を配置し、少なくとも1名以上を配置する。
- 4 緊急時には、管理者、宿泊サービス責任者、看護職員その他必要な職員に連絡できる体制を整える。

第6条(宿泊サービスの内容)

宿泊サービスでは、次の支援を行う。

- 1 就寝及び起床時の介助
- 2 排泄、整容及び清潔保持の支援
- 3 必要に応じた食事の提供(夕食、朝食)
- 4 夜間の安否確認及び見守り
- 5 緊急時の対応
- 6 その他、利用者の心身の状況に応じて必要な支援

第7条(提供日及び提供時間)

- 1 宿泊サービスは、通所介護のサービス提供終了後から翌日の通所介護開始時までの間に行う。
- 2 原則として月曜日から金曜日まで提供する。ただし、事業所の事情その他やむを得ない事情により変更又は中止する場合がある。

第8条(利用定員)

宿泊サービスの利用定員は4名とする。ただし、関係法令、指定権者への届出内容及び事業所の設備基準等に適合する範囲で運用する。

第9条(設備及び宿泊室)

- 1 宿泊サービスを提供するため、必要な設備及び備品を備える。
- 2 宿泊室については、利用者の安全、衛生及びプライバシーを確保できるよう適切に管理する。
- 3 宿泊室の構造、面積、定員、設備等については、関係法令及び指定権者への届出内容に適合させる。
- 4 利用者の身体状況等を踏まえ、転倒その他の事故防止に必要な環境整備を行う。

第10条(宿泊サービス計画)

- 1 宿泊サービスの利用が4日以上連続する予定の利用者について、宿泊サービス計画を作成する。
- 2 4日未満の利用であっても、反復継続して利用することが予定される場合は、必要に応じて宿泊サービス計画を作成する。
- 3 宿泊サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、生活状況及び家族の状況等を把握し、居宅介護支援事業者等と連携する。

- 4 作成した計画について、利用者及び家族に説明し、同意を得た上で適切に交付する。

第11条(利用料等)

- 1 宿泊サービスの利用に係る費用は、指定地域密着型通所介護の利用料とは別に定める。
- 2 利用者は、宿泊サービスの利用料のほか、食事代、洗濯代、リネン代その他サービス提供に必要な実費を負担するものとする。
- 3 利用料その他の費用については、あらかじめ利用者又は家族に説明し、同意を得るものとする。

第12条(衛生管理及び感染症対策)

- 1 宿泊サービスに使用する設備、寝具、備品等について、衛生的な管理を行う。
- 2 感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な対策を講じる。
- 3 感染症に罹患している又はその疑いがあり、他の利用者への感染のおそれがある場合は、医療機関等と連携し、必要に応じて宿泊サービスの利用を中止する。

第13条(緊急時及び事故発生時の対応)

- 1 宿泊時に利用者の容態が急変した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、家族及び必要な関係者に連絡する。
- 2 必要に応じて救急搬送を行う。
- 3 事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、家族、居宅介護支援事業者及び必要に応じて市区町村等に連絡する。
- 4 事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。
- 5 事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を生じさせた場合は、必要な範囲でその損害を賠償する。

第14条(非常災害対策)

- 1 消火設備その他非常災害時に必要な設備を整備し、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するための具体的な計画及び連絡体制を整備する。
- 2 計画及び体制の内容を従業者に周知し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。
- 3 宿泊サービスの特性を踏まえ、夜間を想定した避難・救出等の訓練を行う。
- 4 非常災害時には、利用者の安全確保を最優先とし、必要に応じて関係機関等と連携する。

第15条(サービスの中止)

事業所は、次のいずれかに該当する場合、宿泊サービスを中止することができる。

- 1 利用者が感染症に罹患し、他の利用者への感染のおそれがあるとき。
- 2 利用者の病状が悪化し、安全に宿泊サービスを提供することが困難なとき。
- 3 天災その他不可抗力により、サービスの提供が困難となったとき。
- 4 その他、利用者の安全を確保するため、宿泊サービスの提供が適切でないと判断されるとき。

第16条(苦情処理)

- 1 利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。
- 2 苦情を受け付けた場合は、その内容及び対応経過を記録し、必要な改善を行う。
- 3 必要に応じて市区町村その他の関係機関と連携する。

第17条(秘密保持)

職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。退職後も同様とする。

第18条(記録の整備及び保存)

- 1 宿泊サービスの提供に関する記録を整備する。
- 2 事故、苦情、宿泊サービス計画その他必要な記録について、関係法令及び指定権者の定める期間、適切に保存する。

第19条(虐待防止)

事業者は、利用者及びその家族の人権の擁護並びに虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定する。
- 2 虐待防止に関する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知する。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対する虐待防止のための研修を実施する。

第20条(身体的拘束等の適正化)

- 1 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第21条(届出及び運営規程の変更)

宿泊サービスの開始、変更、休止又は廃止その他指定権者への届出が必要な事項については、関係法令及び指定権者の定めに従い、必要な届出を行う。この規程を変更又は廃止するときも、必要な手続を行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。